

ようやく出会えた赤ちゃん。心配なことや不安なことはたくさんあって当たり前です。遠慮なくご相談ください。すべてのいのちが大切にかけがえのない存在です。相談一覧は、53ページです。

身近な相談窓口など

ネウボラみつけ・こども課・子育て支援センターなどでいろいろな相談をお受けしています。訪問もできます。専門機関のご紹介も行います。

お問い合わせ先

ネウボラみつけ
TEL 63-2860

ネウボラみつけ

就学前の子どもの成長や発達に関する不安や悩みごとの相談に応じます。療育教室、ことばの相談室も行っています。

毎日のくらしの中でお子さんとのどのように接したらよいかを一緒に考え、お子さんの発達を促す支援をします。詳しくは、10ページ以降をご覧ください。

お問い合わせ先

ネウボラみつけ
TEL 63-2860

すくすく園児応援チーム

保育園や認定こども園等を利用しているお子さんの発達の不安や気になっていること、困っていること、また就学などについて相談します。

内容によっては、保育園・認定こども園等と連携をとって相談・支援を行います。

お問い合わせ先

ネウボラみつけ
TEL 63-2860
こども課元気子育て係
TEL 62-1700
FAX 63-5003

かがやきファイル

お子さんの成長の様子や医療・療育の記録を記入するファイルです。それぞれのお子さんの成長・発達にあったサポートを行い、環境が変わっても連携した支援を続けられるように、見附市で作成しました。

ご希望の方は、ネウボラみつけ、こども課にお問合せください。

お問い合わせ先

学校教育課
TEL 62-1700
FAX 63-5003

お問い合わせ先

名木野小学校
TEL 62-0091
FAX 62-0104

今町小学校
TEL 66-2069
FAX 66-2317

見附小学校
TEL 62-0141
FAX 62-1176

見附中学校
TEL 62-0319
FAX 62-0005

お問い合わせ先

こども課元気子育て係
TEL 62-1700
FAX 63-5003

保健福祉センター
健康福祉課 障害福祉係
TEL 61-1350
FAX 62-7052

見附市手をつなぐ育成会事務局
TEL 090-2443-4309
月見台1-2505
NPO 法人みつっこ内

教育相談窓口「わたぼうし 相談」

お子さんの発達や障害について、遠慮なくご相談ください。
※通っている保育園・認定こども園・小学校を通して相談できます。
受付時間 月～金曜日 / 9:00～16:00

相談先	電話番号
見 附 市 教 育 セ ン タ ー	62-2343
見 附 特 別 支 援 学 校	63-2210
今 町 小 学 校	66-2069
見 附 小 学 校	62-0141
名 木 野 小 学 校	62-0091
見 附 中 学 校	62-0319
※特別支援教育専門相談員が対応します	

通級指導教室

ことばの発達や集団行動に心配のある場合は、個別にサポートします。通級指導教室を希望する方は各学校にご相談ください。

ことばの教室 名木野小学校 / 今町小学校
発達について 見附小学校 / 名木野小学校 / 今町小学校
見附中学校

親の会のご紹介

子育ての悩みを相談したり、役立つ情報を交換したりしています。専門機関とは違う安心感を得られているようです。

見附市手をつなぐ育成会

主に知的や身体に障害のあるお子さんの保護者が参加しています。

発達相談メロディー

主に発達障害のあるお子さんの保護者が参加しています。

医療費助成や手当のこと

お問い合わせ先

保健福祉センター
健康福祉課障害福祉係
TEL 61-1350
FAX 62-7052

育成医療（自立支援医療）

指定医療機関で治療した保険内医療費の自己負担額が1割になる国の制度です。子ども医療費などと合わせて利用できます。

対象となる疾患 先天性股関節脱臼、口唇裂、停留睪丸など

持ち物

印鑑／保険証(国保の方は世帯の加入者全員分)／育成医療意見書(指定様式)／同意書／障害者手帳(お持ちの場合)／受給者と対象児童のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードまたは通知カード)／受給者の本人確認のため運転免許証など顔写真のある証明書／市民税非課税世帯の場合、本人の非課税収入(障害年金、遺族年金等)の金額がわかるもの

お問い合わせ先

長岡地域振興局
健康福祉環境部
地域保健課
TEL 33-4931
FAX 33-4933

小児慢性特定疾病医療費

指定医療機関で治療した保険内医療費の一部または全部を助成します。

対象となる疾患 悪性新生物、慢性心疾患群、糖尿病、免疫疾患群など

※新潟県への申請になります。詳しくは、新潟県のホームページ等をご覧ください。

お問い合わせ先

保健福祉センター
健康福祉課障害福祉係
TEL 61-1350
FAX 62-7052

精神通院医療（自立支援医療）

精神に関する病気の通院における保険内医療費の自己負担が1割になる国の制度です。かかりつけの医療機関にご相談ください。

対象となる疾患 てんかん、発達障害など

持ち物

印鑑／保険証(国保の方は世帯の加入者全員分)／自立支援医療(精神通院)診断書(所定様式)／同意書／障害者手帳(お持ちの場合)／受給者と対象児童のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードまたは通知カード)／受給者の本人確認のため運転免許証など顔写真のある証明書／市民税非課税世帯の場合、本人の非課税収入(障害年金、遺族年金等)の金額がわかるもの

お問い合わせ先

保健福祉センター
健康福祉課障害福祉係
TEL 61-1350
FAX 62-7052

見附市精神障害者医療費助成(入院)

精神に関する病気の入院における保険内医療費の自己負担額(付加給付・高額療養費等の控除後の額)の3割を助成します。

持ち物

保険証/口座振込依頼書/受給者名義の預金通帳/精神保健指定医の診断書(精神障害者保健福祉手帳、手帳用診断書、障害年金証書(精神疾患を事由に支給されているものに限る)をお持ちの方は、添付を省略できます)

お問い合わせ先

保健福祉センター
健康福祉課障害福祉係
TEL 61-1350
FAX 62-7052

県障(重度心身障害者医療費助成)

お子さんが身体障害者手帳(1級から3級)又は療育手帳(A)、精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けた場合、保険内医療費の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。(所得制限があります。)

<一部負担金>

通院	1日	530円
入院	1日	1,200円

持ち物

印鑑/保険証/身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

お問い合わせ先

保健福祉センター
健康福祉課障害福祉係
TEL 61-1350
FAX 62-7052

特別児童扶養手当

在宅で一定の要件を満たす障害のある児童(20歳未満)を養育している方に支給されます。(所得制限があります。)

持ち物

印鑑/受給者(養育者)名義の預金通帳/受給者と対象児童のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードまたは通知カード)/受給者の本人確認のため運転免許証など顔写真のある証明書/マイナンバー入りの住民票謄本(世帯全員分)/戸籍全部事項証明書/障害者手帳(お持ちの場合)/診断書(指定様式)

お問い合わせ先

保健福祉センター
健康福祉課障害福祉係
TEL 61-1350
FAX 62-7052

障害児福祉手当

在宅で日常的に介護が必要な障害のある児童(20歳未満)に対して支給されます。(所得制限があります。)

持ち物

印鑑/受給者(児童)名義の預金通帳/受給者(児童)のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードまたは通知カードと身元確認書類(障害者手帳など))/診断書(指定様式)/障害者手帳(お持ちの場合)

手帳の交付

お問い合わせ先

保健福祉センター
健康福祉課障害福祉係
TEL 61-1350
FAX 62-7052

身体障害者手帳

身体障害のある方が各種サービスを受ける時に必要な手帳を交付しています。

持ち物

印鑑/申請者のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードまたは通知カードと身元確認書類(運転免許証や障害者手帳など))/指定医師の診断書・意見書(指定様式)/写真(縦4cm×横3cm)

療育手帳

知的障害のある方が各種サービスを受ける時に必要な手帳を交付しています。

持ち物

印鑑/写真(縦4cm×横3cm)

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方が各種サービスを受ける時に必要な手帳を交付しています。

持ち物

印鑑/申請者のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードまたは通知カードと身元確認書類(運転免許証や障害者手帳など))/精神疾患の診察をしている主治医の診断書(指定様式)または障害年金証書の写し/写真(縦4cm×横3cm)